

2024年10月7日

経済戦略局企画総務部総務課長以下、市従公園支部長以下との予備交渉及び事務折衝

(支部)

これより予備交渉を始める。

「自治労現業統一闘争に関する要求書」について申し入れを行いたい。

(局)

本件については、引き続き事務折衝において取り扱うこととします。

(支部)

それでは、ただいまから、支部として、「2024自治労現業統一闘争に関する要求書」の申し入れを行う。

支部は本日、現業統一闘争における具体的獲得目標を掲げ、取り組みを進めるために、市従本部の申し入れに基づき、要求書を申し入れるものである。

(別紙)「自治労現業統一闘争に関する要求書」

(局)

ただいま、申し入れのありました「自治労現業統一闘争に関する要求書」につきまして、局の考え方を申し上げます。

令和7年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件等に関する項目につきましては、現在、市従本部からの申し入れを受け、総務局において具体の協議・検討を進めているところであります。局といたしましては、総務局と市従本部における協議経過・取り扱い等を踏まえまして、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、申し入れの各項目のうち、第3項「定年退職者の再就職」及び第4項の「現業管理体制の充実と将来にわたる技能職員の『職の確立』」につきましては、一義的には職制が主体性を持って取り組むべき事項と考えておりますが、退職者の業務の役割、専門性や特殊性といった個別事情をふまえ、円滑な業務遂行となるよう適切に対応していくとともに、引き続き、市民利用施設において、真に必要なサービスを提供できる業務執行体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、第7項の「労働安全衛生管理体制の充実・強化」につきましては、職場の安全管理や職員の健康管理など、事業主が責任をもって取り組むべき重要な事項であると考えております。労働安全衛生にかかる全庁的な課題につきましては、総務局－市従本部間での交渉

事項となりますが、当局における個々具体の事案につきましては、局一支部間での対応となることから、安全衛生委員会等を通じまして、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り検討する等、具体の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、第8項の「新型コロナウイルスをはじめとする感染症蔓延時の拡大防止にかかる対策」につきましては、今後も勤務労働条件に関する課題が生じた場合は誠意をもって交渉を行ってまいりたいと考えております。

その他の項目につきましては、職制が主体性をもって取り組むべき事項であり、現時点では具体的な交渉事項のないもの、あるいは各所属・支部間に交渉権限が委任されていない総務局・市従本部間で取り扱うべき事項と認識いたしております。

今後、職員の勤務労働条件に関する交渉事項に発展することが想定される場合には、皆様方と十分に協議を行い、誠意をもって適切な対応に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(支部)

ただいまの申入れに関し、具体の項目について数点にわたって要請する。

公園支部は「より質の高い公共サービスの提供」を行うため、限られた要員の中で観光・文化・スポーツ行政を進めてきた。安易なコスト論のみに固執した事業の見直しと、職員数の大幅な削減、さらなる給与水準の見直しは、職員の「働きがい・やりがい」をなくすだけでなく、市民への必要不可欠な安全性が保たれず、提供すべき公共サービスが悪化していくものと考えている。

局として、厳しい状況下にあっても市民視点に立ち、あらためて市民にとって安全で、本来に必要な重要な事業についての点検・検証をした上で、局事業を推進するよう最大限の努力を要請するものである。

第1に、来年度においても市民サービスの低下をきたさないよう業務を円滑に遂行する要員確保とともに、勤務労働条件に関しては労使合意を基本に協議を行うことを要請する。

スポーツ施設担当課長の指揮下に一元的なスポーツ施設管理運営にかかる現業管理体制を構築してきた。今後も本市やスポーツ行政の四囲の変化に対応しうる指揮命令系統に見合った現業管理体制となるよう、引き続き局としての最大限の努力を求めておく。

第2に、高齢者雇用についてである。昨年度から定年延長制度が段階的に実施されており、再任用を希望する職員に対しては、十分な説明と「職の確保」に向け、やりがいと技術・技能・経験が活かされるよう業務内容の充実を求める。

人事評価制度に関わっては、支部として「職員基本条例」に則って行われている相対評価は、現在も本市と市従本部が労使合意されていない状況であることから、反対の立場であ

ることを表明しておく。その上で、引き続き、公平・公正性、透明性、客観性、納得性を確保し、組合員の十分な理解の下に人材育成のための制度となるよう要請する。

第3に「労働安全衛生管理体制の充実・強化」についてである。

支部は、局に対して、現場実態に即した安全衛生体制の確立と公務災害ゼロをめざす取り組みを継続的に求めている。

今後、新型コロナウイルスをはじめとする感染症が蔓延した時には、引き続き局の責任において対策を講じるよう要請する。

さらに、熱中症の予防対策については、5月から9月まで熱中症のリスクが高まっていることから、引き続き取り組みの強化とすべての職員にファン付作業服（空調服）など現場実態に適した製品の選定等を要求するものである。

また、スポーツ課・施設整備課においては、技能職員が減少しているが、健康で働き「質の高い公共サービス」を提供していくためには、都度業務量を精査し、それに見合った要員配置と業務執行体制が必要であり、そこで働く職員一人ひとりの負担が増加するようなことが無いよう強く求める。

(局)

ただいま、支部より3点の指摘・意見表明を受けたところであります。

1点目、2点目につきましては、一義的には職制が主体性を持って取り組むべき事項と考えておりますが、当該職場の個別事情をふまえ、円滑な業務遂行となるよう適切に対応してまいります。

3点目の労働安全衛生管理体制の充実・強化、公務災害ゼロを目指した取り組みにつきましては、繰り返しになりますが、当局における個々具体の事案に対しては、ATC、分室の安全衛生委員会、及び局安全衛生委員会を通じて、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り、具体の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、業務執行体制については、繰り返しになりますが、一義的には職制が主体性を持って取り組むべき事項と考えておりますが、当該職場の業務量などの個別事情をふまえ、円滑な業務遂行となるよう適切に対応してまいります。今後、職員の勤務労働条件に関する交渉事項に発展することが想定される場合には、皆様方と十分に協議を行い、誠意をもって適切な対応に努めてまいります。

なお、私どもとしましても、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するとともに、真に必要な市民サービスの低下をきたすことのないよう、引き続き、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えており、その実現に向けて検討及び関係先との調整を進めるとともに、要員の確保に努めてまいります。

今後、局・支部間において協議すべき事項が生じましたら、適宜、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(支部)

ただいま、総務課長から要求に関する回答が示された。

今般の交渉内容は予備交渉を経たものであり、回答内容については一定了承するものである。

しかしながら、現場には様々な課題が山積していることも事実であり、それら諸課題の実態把握に努めるとともに、特に職員の勤務労働条件にかかわる事項については引き続き十分な協議・交渉を求めておく。